

鳥取県告示第 467 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 和 理事長 吉田忠男	倉吉市福庭 町 一 丁 目 365-2	デイサービスセン ターこころ	倉吉市堺町二丁目 239-87	通所介護	平成 20 年 6 月 16 日